

2 屋内消火栓設備

(1) 設置基準

屋内消火栓設備の設置を要する防火対象物又はその部分については、令11条1項に規定されています（⇒序章 1(5) 消防用設備等設置基準早見表（10頁）参照）。

(2) 法令による緩和措置

屋内消火栓設備は、令11条1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に設置することとされています。この場合において、当該防火対象物又は部分の構造により、設置が義務付けられる延べ面積又は床面積の数値についての緩和措置や消火設備を設置した場合の緩和措置が規定されています。

ア 防火対象物又はその部分の構造による緩和措置

令11条1項各号（5号を除きます。）に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数値は、次によることとされています（令11②）。

基準面積に 対する倍数	防火対象物又はその部分の構造	適用が制限される場合
3倍	特定主要構造部（建築基準法2条9号の2イに規定する特定主要構造部）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除きます。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令1条6号に規定する難燃材料をいいます。）でしたもの	令12条1項1号に掲げる防火対象物について令11条1項2号の規定を適用する場合にあっては、当該3倍の数値又は1,000㎡に令12条2項3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値
2倍	特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法2条9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたもの	令12条1項1号に掲げる防火対象物について令11条1項2号の規定を適用する場合にあっては、当該2倍の数値又は1,000㎡に令12条2項3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値

イ 他の消火設備を設置した場合の設置免除

令11条1項各号に掲げる防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備をそれぞれの技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、令11条1項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分（屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備にあっては、1階及び2階の部分に限ります。）について屋内消火栓設備を設置しないことができるとされています（令11④）。

◆消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第23条の消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）について、近年の携帯電話の機能及び普及率の向上並びに令和6年度消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会における検討結果を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

令第23条第1項各号に掲げる防火対象物のうち、令別表第一(5)項イ並びに(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物以外の防火対象物で、以下のいずれかの要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、火災通報装置の設置を要しないこととして差し支えないこととする。

- 1 防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（MNO）のサービスエリア範囲内である。
- 2 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2に規定する検査の際、携帯電話での通報が可能であることが確認できる。

（令7・3・26消防予129）

memo

火災通報装置の設置が義務付けられる防火対象物（令別表1(5)項イ並びに(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物を除きます。）にあっては、火災通報装置に代えて、一定の要件を満たすことができる当該防火対象物に勤務する者等が有する携帯電話とすることが認められたものです。

なお、旧3号告示の規定により総合操作盤が設置されている場合と同等以上の効力を有するものとして令第32条の規定を適用されているものについては、引き続き、総合操作盤と同等以上の効力を有するものとして取り扱って差し支えないこと。

5 その他

この通知の実施に伴い、「消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件、操作盤の基準及び操作盤の設置免除の要件を定める件を定める告示の制定について」（平成9年3月21日付け消防予第50号）は廃止するものであること。

（平16・5・31消防予93）

memo 総合操作盤は、個々の消防用設備等に係る技術上の基準において設置することが必要となりますが、一の総合操作盤において当該防火対象物に設置されている消防用設備等の監視・制御等を行うことができるものであり、その設置に当たっては、ハード的な基準のみでなく管理運営体制等をも考慮しておくことが重要となります。

◆消防用設備等に係る執務資料の送付について【総合操作盤の常時人がいる場所等への設置】〔解釈〕

問 自動火災報知設備の受信機については、「消防法施行令、消防法施行規則等の条文の運用等について」（昭和45年11月21日付け消防予第227号）において、「夜間における当直等を強制するものではない。」と示されているところである。

総合操作盤について、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号は、夜間における当直等を強制するものではないと解してよい。

答 お見込みのとおり。

（令5・3・30消防予213）

memo 総合操作盤は、防災センター、中央管理室、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限ります。）に設置することとされています。また、この規定のみをもって「夜間における当直等を強制するものではない。」とされています。

memo 消防法令の改正により、従来危険物として規制されていた主として高引火点(250℃以上)のものが指定可燃物とされ、これらを貯蔵又は取り扱う防火対象物又はその部分については、原則として消防法施行令等により消防用設備等の設置が必要となりますが、特例として従来の危険物に係る位置、構造及び設備に係る技術上の基準に適合していれば、従前の例によることができるとされています。

◆可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて

可動式ブース（天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。以下同じ。）については、事務作業のほか、様々な使用形態（休憩、喫煙等）のものや、火災時の安全性等が確認された様々な性能・仕様を有するものが開発されるなど、その活用に係るニーズが拡大していることを踏まえ、今般、可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて、下記のとおりとりまとめましたので、通知します。

本通知をもって、「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（平成30年11月2日付け消防予第622号）については、別添中「問1」及び「問2」を削除し、「問3」及び「問4」をそれぞれ「問1」及び「問2」に改めるとともに、「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（令和2年12月28日付け消防予第420号）については、廃止します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、その旨周知していただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 可動式ブース内のスプリンクラーヘッド又は感知器の設置について

スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物において、可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、次の(1)及び(3)に掲げる要件を満たすもの又は次の(2)及び(4)に掲げる要件を満たすものについては、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条の規定を適用し、これらの設置を要しないこととして、差し支えないこと。

(1) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 令第5条第1項に規定する対象火気設備等及び令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等（以下「火気設備等」という。）の使用を行うもの

イ 宿泊を目的とするもの

ウ イ以外のもので、仮眠を伴うおそれがあるもの

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 火気設備等の使用を行うもの

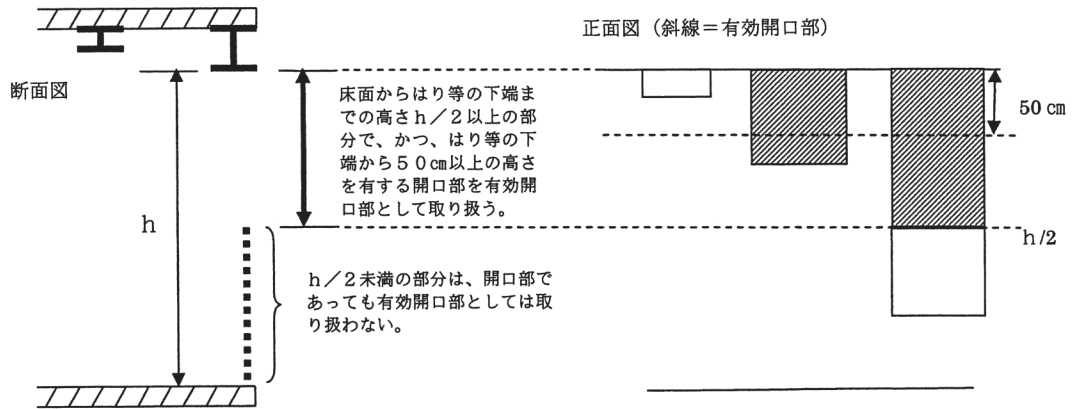
イ ア以外のもので、喫煙その他の火気の使用を行うもの

ウ 宿泊を目的とするもの

(3) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 可動式ブースの床面積は6㎡以下であること。

(別図3)



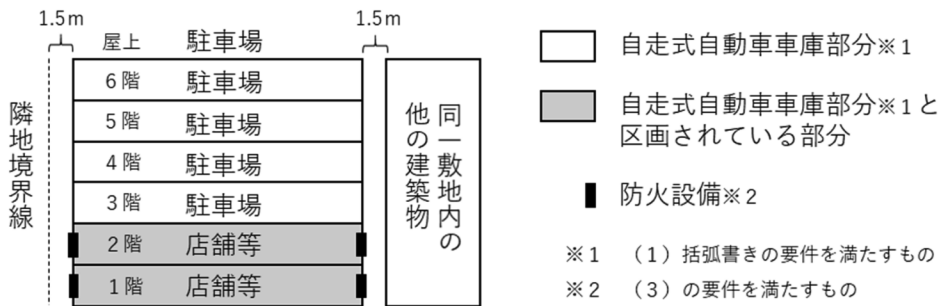
別紙 〔省略〕

(平18・3・17消防予110)

◆消防用設備等に係る執務資料の送付について【多段式の自走式自動車車庫の階数の算定】
〔解釈〕

問 110号通知1(4)において示されている層及び段の数は、次に掲げる要件を満たす部分(最下階から当該部分の最上階までが全て次に掲げる要件を満たすものに限る。)を除いて算定することとして取り扱ってよいか(下図の場合、4層5段と算定)。

- (1) 自走式自動車車庫部分(規則第18条第4項第1号の「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び規則第19条第6項第5号の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」として取り扱うものに限る。)と耐火構造の床及び壁で区画されていること。
- (2) (1)により区画されている床及び壁の開口部には、防火設備が設けられていること。
- (3) 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物の外壁に面する外周部で、当該隣地境界線又は当該外壁から3メートル未満となる部分に存する開口部には、防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は規則第12条の2第1項第1号ニ(イ)に適合するものが設けられていること。



図

答 差し支えない。

(令5・3・30消防予212)

3 畜舎等に係る基準の特例

令31条では、防火対象物又はその部分の用途に着目した消防用設備等の特例として、畜舎等に係る特例基準が規定されています。

(1) 特例の対象となる畜舎等

特例の対象となる畜舎等は、令別表1(15)項に掲げる防火対象物で次のア及びイに掲げる要件を満たす畜舎等（畜舎（家畜の飼養の用に供する施設をいいます。以下同じ。）及び畜舎に付随する施設（下記(2)参照））とされています。

ア 防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準（令4・3・31消防告2）に適合するものであること。

＜防火上及び避難上支障がないもの＞

- ① 階数が1であること。ただし、延べ面積が3,000㎡以下であり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、階数を2とすることができます。
 - ㊦ 2階部分が次に掲げる要件を満たすこと。
 - ㊱ 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口をあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。
 - ㊲ あらゆる部分から㊱の出入口に至る歩行距離が30m以下であること。
 - ㊧ 延べ面積が1,500㎡を超える場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ㊱ 令10条1項5号に規定する無窓階が存しないこと。
 - ㊲ 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口が2以上設けられており、各階のあらゆる部分から2以上の異なった経路によりこれらの出入口のうちの2以上のものに到達しうること。
- ② 居室（建築基準法2条4号に規定する居室をいいます。以下同じ。）が存する場合は、当該居室が畜産経営に関する執務又は作業（軽微なものに限ります。）その他これらに類する目的のための使用に供するものであって、次の㊦から㊨までに掲げる要件を満たすものであること。
 - ㊦ 次に掲げる部分が存しないこと。
 - ㊱ 不特定又は多数の者が利用する部分
 - ㊲ 仮眠その他の就寝の用に供する部分

⇒「仮眠その他の就寝の用に供する部分」

仮眠その他の就寝の利用を目的とした室（（例）仮眠室）のほか、当初は別の目的での利用を想定していたものの当該居室を使用していく過程で仮眠その他の就寝の利用が常態化した室（（例）寝具用の毛布等が常備されるなど仮眠その他の就寝の利用が常態化した室）についても、これに該当するものであること。ただし、休憩室に防寒用の毛布等が置かれている状態だけでは、これに該当しないものと取り扱うものであること（令4・3・31消防予144）。